

入札説明書

豊橋市広告付き窓口案内表示盤等設置事業 一般競争入札（郵送入札方式）

入札参加希望者は、この入札説明書をよく読み、内容を十分に確認したうえで、入札参加してください。

○入札書の提出期間

公告の日から令和7年7月17日（木）
午前8時30分から午後5時15分まで

○開札日時

令和7年7月18日（金） 午前10時

豊橋市

1. 広告付き窓口案内表示盤等設置場所

仕様書のとおり

2. 入札参加資格

次のいずれにも該当するものでなければ入札に参加することができない。

- (1) 令和6・7年度豊橋市入札参加資格者名簿の業種小分類に「広告」で登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 本公告の日から落札決定までの間に豊橋市から入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 本公告の日から落札決定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。

3. 広告付き窓口案内表示盤等の設置条件

- (1) 広告付き窓口案内表示盤設置方法等
仕様書のとおり
- (2) 運用期間
令和7年11月4日から令和12年11月1日まで
- (3) 広告掲出料
広告掲出料は、入札により決定した設置期間の総額とします。
- (4) その他
詳細は、仕様書をご確認ください。

4. 質疑回答

(1) 質問

入札公告の日から令和7年7月9日（水）午後5時15分まで
本件に関する質問は、豊橋市役所市民課に質疑書（様式第1）をメールまたはFAXにより提出し、必ず電話にて到達確認を行ってください。

(2) 回答

令和7年7月14日（月）に豊橋市ウェブサイトに掲載します。質疑をし

たかどうかに関わらずご確認ください。

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/63161.htm>

5. 入札書の提出方法、入札期間及び提出先等

(1) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）に限ります。

二重封筒を用い、入札書の中封筒に入れて封印し、中封筒には入札者名、所在地、事業名「豊橋市広告付き窓口案内表示盤等設置事業」と記載してください。

(2) 入札金額

ア. 入札金額は、3.(2)設置期間中の広告掲出料の総額を記載してください。

イ. 入札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費性に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札期間

公告の日から令和 7 年 7 月 17 日（木）までの 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（必着）

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する国民の祝日及び休日を除きます。）

(4) 提出先 〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地 豊橋市役所 市民課

6. 入札に関する注意事項

(1) 入札は、指定の入札書（様式第 2）を使用してください。

(2) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(3) 入札金額はアラビア数字（算用数字）で記載してください。

(4) 次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア. 豊橋市契約規則（昭和 39 年規則第 11 号）第 39 条第 1 号から第 7 号に該当する入札

イ. 入札書の金額を訂正したもの

ウ. 虚偽の事実を記載した者のした入札

エ. 担当職員の指示に従わなかった者のした入札

(5) 入札が無効となった者は、再度入札に参加することができません。

- (6) 入札は、参加者が1者の場合でも実施します。
- (7) 豊橋市役所本庁舎市民課前の待ち合いにおいて、令和7年9月から翌年3月まで、特定天井の耐震工事を行うための仮設（足場）が設置される予定です。この仮設により、市民課前に設置する各モニターの視認性は場所によって悪化することが予想されます。この点につき、原則として、入札後の契約金額の変更、返金等については応じられませんので、十分に考慮したうえで入札を行ってください。なお、市は案内表示盤の視認性を確保するため、待ち受けの椅子等の配置を変更する場合があります。
- また、工事で設置される仮設は別紙1のとおり設置されることを想定していますが、施工業者決定後、仮設の詳細が変更になる場合があります。
- (8) (7) 以外に窓口の配置及び待ち合いの配置換え等の可能性があります、その場合、本業務の対応について協議するものとします。
- (9) 市民課等各窓口の各種届出等の実績については、別紙2のとおりですので、参考としてください。

7. 開札の日時及び場所等

- (1) 日時
令和7年7月18日（金）午前10時開始
- (2) 場所
豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所 西館4階 市民協創部会議室
- (3) 開札の立会い
希望をする場合は、開札に立会うことが可能ですので、所定の日時まで
に開札場所に参集ください。
- (4) 落札決定方法
予定価格以上の最高の価格での入札について落札とします。ただし、落札となるべき 同価格の入札が2以上あるときは、くじによって落札者を決定します。開札の結果、予定価格に達する入札のない場合は、再度入札を行うこととし、再度入札の日程等については、改めてご連絡します。
- (5) 開札結果の通知
開札結果については、集計が済み次第、豊橋市ウェブサイトに掲載します。
<https://www.city.toyohashi.lg.jp/63161.htm>

8. 入札保証金

免除

9. 入札の中止等

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札の中止又は延期を行うことがあります。

1 0．契約の締結

- (1) 落札者は、契約書を取り交わすものとします。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。

1 1．広告掲出料の納付

各年度、豊橋市が発行する納入通知書により、別途定める期間までに納入してください。

1 2．契約保証金

免除

1 3．その他

その他、定めのない事項は、豊橋市契約規則及び入札心得書によることとします。

1 4．本入札説明書に関する問合せ先

豊橋市役所 市民課 管理グループ 河合
電 話 0532-51-2266 F A X 0532-56-3366